

○津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱

令和5年12月25日

津幡町告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを推進するため、津幡町まちづくり協議会等の認定に関する要綱（令和5年津幡町告示第111号。以下「認定要綱」という。）に基づき認定されたまちづくり協議会又はまちづくり協議会準備会（以下「まちづくり協議会等」という。）が実施する事業に要する費用に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 認定要綱第7条の規定により認定された組織をいう。
- (2) まちづくり協議会準備会 認定要綱第11条の規定により認定された組織をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、まちづくり協議会等とする。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第6条に規定する申請書の提出があった日の属する年度における事業の実施に要する費用並びにまちづくり協議会等の設立及び運営に必要な事務費その他の初期費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象費用の総額から補助対象事業の実施に伴う参加費、協賛金その他の事業収入を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1年度につき20万円を限度とする。ただし、まちづくり協議会等のいずれか一方が申請する初年度に限り上限額を30万円とする。

2 補助金は、同一年度分を一括して交付する。

3 まちづくり協議会準備会が補助金の交付を申請した場合において、その後に当該まちづくり協議会準備会がまちづくり協議会を設立し、認定要綱第7条に基づく認定を受けたときは、当該まちづくり協議会を補助金の交付申請者とみなす。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、津幡町まちづくり組織支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、規則第6条に規定する申請書に必要書類を添えて、町長に申請し承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第16条に規定する請求書に必要書類を添えて、町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後15日以内に津幡町まちづくり組織支援補助事業実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

（余剰金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該余剰金を町に返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為等により補助金を受領した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

（申請者）
住所（所在地）
名称
代表者氏名
連絡先（電話番号）

津幡町まちづくり組織支援補助金交付申請書

次のとおり補助事業を実施したいので、津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助年度
- 2 補助金申請額
- 3 事業計画の概要
- 4 収支予算書
- 5 添付書類
 - (1) 津幡町まちづくり協議会認定通知書又は津幡町まちづくり協議会準備会認定通知書
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

（申請者）
住所（所在地）
名称
代表者氏名
連絡先（電話番号）

津幡町まちづくり組織支援補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった補助事業を次のとおり実施したので、津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 事業実施結果の概要
- 2 収支決算書
- 3 添付書類
 - (1) 事業に係る契約書及び支払を証する書類の写し
 - (2) 事業の実施状況を証する写真、報告書等
 - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第11条関係）